

裏面白紙

国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を
求めるの件

国際法定計量機関を設立する条約の締結について、日本国憲法
第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

国際法定計量機関を設立する条約は、計量に関する国際協力の推進を目的として設立される国際法定計量機関の任務、事業等を定めるものである。わが国としては、この機関の加盟国となることにより、この分野における国際協力に積極的に寄与することができるのみならず、わが国自身の計量に関する技術及び制度の発展に資することができると考えられる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際法定計量機関を設立する条約
この条約の当事国は、計量器の使用から生ずる技術上及び行政上の諸問題を国際的に解決することを希望し、並びにそれを達成するため当事国の努力を調整することが重要であることを認識して、次に定める国際法定計量機関を創設することを合意した。

第一章 機関の目的

第一条

国際法定計量機関を設立する。

この機関は、次のことを目的とする。

- 1 次のものに関する資料及び情報の中央機関を構成すること。
法規の適用を受ける計量器の検定及び取締りを行なう各種の国家機関

- 2 前記の計量器の原理、構造及び使用
計量器及びその使用に関する各国の現行の法令を、その規

- 定の完全な解釈に必要なその国の憲法上及び行政法上の注釈を附して、翻訳し、及び刊行すること。
- 3 法定計量に関する一般原則を定めること。
- 4 法定計量に関する立法上及び規制上の諸問題でその解決が国際的利益となるものを、方法及び規則の統一を目的として、研究すること。
- 5 計量器及びその使用に関する模範的法令案を作成すること。
- 6 計量器の検定及び取締りを行なう模範的機関の組織の具体案を作成すること。
- 7 計量器が加盟国により承認されるため及びその使用が国際的に推奨されるために満たしていなければならない必要なかつ十分な特性及び品質を定めること。
- 8 機関の各加盟国の度量衡機関その他の法定計量関係機関の間の連絡を容易にすること。

第二章 機関の構成

第二条

この条約の当事国は、機関の加盟国とする。

第三条

機関は、次のものからなる。

国際法定計量会議

国際法定計量委員会

国際法定計量事務局

これらのものについては、以下に定める。

国際法定計量会議

第四条

会議は、次のことを目的とする。

- 1 機関の目的に関する問題を研究し、及びそれらの問題について決定を行なうこと。

2 機関の事業の遂行の任に当たる指導機関の構成を確保すること及び委員会の委員を選挙し、又は委員会の委員の互選を承認すること。

3 この条約に従つて設立される各種の法定計量機関がその事業の成果について提出する報告を研究し、及び承認すること。特定の国の固有の立法及び行政に関するすべての問題は、その国の明示の要請がある場合を除くほか、会議の管轄外とする。

第五条

この条約の当事国は、加盟国の資格で会議の構成員となり、第七条に定めるところに従つて会議に代表者を送り、及びこの条約に定める義務を負う。

次の者は、加盟国とは別に、準加盟国の資格で会議の構成員となることができる。

1 まだこの条約の当事国となることができないか又は当事国

となることを希望しない国又は領域

2 機関の活動に関連する活動を行なう国際団体

準加盟国は、会議に代表者を送らないが、単に発言権を有するオブザーヴァーを派遣することができ、準加盟国は、加盟国が支払う分担金を支払う必要はないが、自己が要求することができ、職務の提供に要する費用及び機関の刊行物の購読料を負担しなければならない。

第六条

加盟国は、自国が所有する資料で機関の任務の遂行に資すると認めるものを会議に提供することを約束する。

第七条

加盟国は、三人以内の正式の代表者を会議の会合に派遣する。これらの者のうち一人は、できる限り、その国の度量衡機関その他の法定計量関係機関に勤務する現職の公務員でなければならない。

これらの代表者のうち一人のみが投票権を有する。

これらの代表者には、全権委任状を交付する必要はないが、特別の事情があり、かつ、特定の問題に関する場合において、委員会の要請があつたときは、この限りでない。

各国は、自国の代表者の会議への派遣に関する費用を負担する。政府の代表者でない委員会の委員は、会議の会合に出席し、かつ、発言する権利を有する。

第八条

会議は、第一条に定める分野において、加盟国の共同の行動のために行なうべき勧告を決定する。

会議の決定は、出席加盟国の数が加盟国の総数の三分の二以上であり、かつ、当該決定が投票数の五分の四以上を獲得した場合にのみ実施することができる。投票数は、出席加盟国の数の五分の四以上でなければならぬ。

棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。

決定は、情報、研究及び勧告のため直ちに加盟国に通報する。

加盟国は、できる限りその決定を実施する道義的責任を負う。

もつとも、会議、委員会及び事務局の組織、管理、運営及び内

部規則並びにこれらに類するあらゆる問題に関する表決については、

は、当該決定を直ちに執行することができるとするするためには、

絶対過半数をもつて足りる。出席加盟国及び投票の最小限度の数

は、前記と同様とする。可否同数の場合には、議長の職にある代

表者が属する加盟国の票により決定する。

第九条

会議は、各会期について、議長一人及び副議長二人を選挙する。

事務局長は、書記として、議長及び副議長を補佐する。

第十条

会議は、委員会の委員長の招集により、又は支障のある場合に

において事務局長が委員会の委員の半数以上から要請を受けたときは事務局長の招集により、少なくとも六年ごとに会合する。
会議は、その事業の終りに、次回の会合の場所及び日を定め、又はそれを定めることを委員会に委任する。

第十一条

機関の公用語は、フランス語とする。
もつとも、会議は、その事業及び討議のために他の一又は二以上の言語の使用を認めることができる。

国際法定計量委員会

第十二条

第一条に定める業務は、会議の実施機関である国際法定計量委員会が企画し、及び遂行する。

第十三条

委員会は、国籍を異にする二十人以上の委員からなる。それら

の委員は、加盟国の国民のうちから、当該加盟国の政府の同意を条件として、会議が選任する。

選任される委員は、計量器關係機關の現職の公務員又は法定計量の分野において現に公職にある者でなければならない。

これらの委員は、その経験、助言及び活動により委員会に利益をもたらすが、自国政府及び自己の所屬機關を拘束しない。

これらの委員は、六年の任期で選任され、再任されることができる。ただし、その任期は、会議の一会期から次回の会期までの期間に満了するとき●は、当該次回の会期まで自動的に延長される。

これらの委員は、この条に定める要件を満たさなくなつたときは、直ちに委員でなくなる。

引き続き二回の会期に無断で又は代理を送らないで欠席した委員は、その二回目の会期から辞任したものとみなす。

会議が委員会の最初の組織の時にすべての委員を選任することができなかつたとき、又は死亡、辞任若しくは解任によつて欠員を生じたときは、委員会は、委員の互選によりこれを補充することが出来る。こうして互選された委員の任命は、その者が属する国の政府の同意を条件として、会議の承認を得た後にのみ確定する。これらの委員の任期は、会議が直接に選任した委員の任期の満了と同時に満了する。

委員は、会議の会合に出席し、かつ、発言する権利を有する。委員は、その者が属する国の政府の会議における代表者の一人となることを妨げない。

委員長は、協力を得ることが有益であると認める者を委員会の会合に招請し、かつ、発言させることができる。

第十四条

計量に関する科学又は産業において貢献した自然人又は委員会

の旧委員は、委員会の決定により、名誉委員の資格を受けることができる。これらの名誉委員は、会合に出席し、かつ、発言することができる。

第十五条

委員会は、委員長一人並びに首席及び次席の副委員長各一人を委員のうちから選出する。これらの者は、六年の任期で選任され、再任されることができる。ただし、その任期は、委員会の一会期から次回の会期までの期間に満了するときは、当該次回の会期まで自動的に延長される。事務局長は、書記として、これらの者を補佐する。

委員会は、その任務の一部を委員長に委任することができる。委員長は、委員会により委任された任務を遂行し、及び委員会に代わつて緊急の決定を行なう。委員長は、委員に対し、最短期間内にこの決定を通知し、及びこれについて説明を行なう。

委員長は、委員会及び関係諸団体の両者にとって共通の関心がある問題が生ずる可能性があるときは、それらの団体に対して委員会を代表する。

委員長は不在、支障、解任、辞任又は死亡の場合には、首席の副委員長がその職務を行なう。

第十六条

委員会は、委員長の招集により、又は支障のある場合において事務局長が委員の半数以上から要請を受けたときは事務局長の招集により、少なくとも二年ごとに会合する。

通常の会期は、特別の理由がある場合を除くほか、事務局が所在する国で開催する。

もつとも、情報に関する会合は、その他の加盟国の領域内で開催することができる。

第十七条

支障があつて会合に出席することができない委員は、自己の代理としてその同僚の一人に投票を委任することができる。この場合には、同一の委員は、自己の票のほか、二以上の他の票を有することはできない。

決定は、出席委員及び代理を委任した委員の数が委員会の委員として選任され、又は互選された者の数の四分の三以上であり、かつ、議案が投票数の五分の四以上を獲得した場合にのみ有効とする。投票数は、会合における出席委員及び代理を委任した委員の数の五分の四以上でなければならない。

棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。

委員会は、一会期から次回の会期までの期間において、特別の場合には、通信により審議することができる。

13

この方法で行なわれる決議は、すべての委員がその意見を問われ、かつ、当該決議が投票により一致して承認された場合にのみ

有効とする。ただし、投票数が選任され、又は互選された委員の数の三分の二以上であることを条件とする。

棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。委員長が定める期間内に回答がないときは、棄権したものとみなす。

第十八条

委員会は、加盟国の権限のある機関に対し、あらかじめそれらの機関の正式の同意を得て、特別の調査、実験的研究及び実験室的作業を委託する。これらの業務が費用を必要とするときは、その同意には、機関がその費用をいかなる割合で負担するかを明示するものとする。

事務局長は、これらの業務の全体を調整し、かつ、取りまとめる。

委員会は、委員会が定めるところに従って行動する作業団体又は技術上若しくは法律上の専門家に対し、永続的に又は一時的に、

ある種の業務の一部を委託することができる。これらの業務が報酬又は補償を必要とするときは、委員会は、その額を定める。
事務局長は、前記の作業団体又は専門家団体のため書記役を引き受ける。

国際法定計量事務局

第十九条

会議及び委員会の運営は、委員会の指揮及び監督の下にある国際計量事務局が行なう。

事務局は、会議及び委員会の会合を準備し、それぞれの構成員の間の連絡をとり、並びに加盟国若しくは準加盟国又はそれらの国の関係機関との連絡を維持する任務を有する。

事務局は、また、第一条に定める研究及び事業を遂行し、議事録を作成し、並びに加盟国に無償で配布する機関誌を発行する任務を有する。

事務局は、第一条に定める資料及び情報の中央機関を構成する。
委員会及び事務局は、会議の決定の実施を担当する。

事務局は、実験的研究及び実験室的作業を行なわない。ただし、事務局は、機械器具の構造及び作動の様式を研究するために適当な設備を持った展示室を設置することができる。

第二十条

事務局の所在地は、フランスとする。

第二十一条

事務局の職員は、委員会が任命する局長及び局員並びに局長が任用する常勤の又は臨時の雇員からなる。

事務局の職員及び必要な場合には第十八条に定める専門家は、報酬を受ける。これらの者は、俸給若しくは給料又は委員会が定める額の補償を受ける。

局長、局員又は雇員に関する規則、特に任用、職務、紀律及び

退職の条件に関する規則は、委員会が定める。

事務局の雇員の任用、解雇又は免職は、局長が決定する。ただし、委員会が指名する者については、委員会の決定によらなければ同様の取扱いをすることができない。

各加盟国は、事務局との不断の連絡を確保して、現に研究されているすべての問題を承知している任務を有する公務員を自国において指名するものとする。自国の国民が委員会の委員となつてゐる国については、その委員は、同時にこの連絡の任務を有することができる。

第二十二条

局長は、委員会の監督及び指示の下に事務局の運営を担当し、委員会に対し責任を有し、並びに通常の会期ごとに業務報告を委員会に提出しなければならない。

局長は、収入を徴収し、予算を作成し、すべての人件費及び物

件費を負担し、及び支払い、並びに機関の資金を管理する。

局長は、職権上会議及び委員会の書記となる。

第二十三条

加盟国政府は、事務局が公益性を認められ、法人格を与えられ、かつ、一般に、各加盟国の現行の法令によつて政府間機関に通常与えられる特権及び便宜を享有することを宣言する。

第三章 会計規定

第二十四条

会議は、一会期から次回の会期までの期間に等しい会計期間について、次のものを決定する。

機関の運営費を支弁するために必要な経費の総額

臨時の義務的な費用に充てるため及び収入の不足の場合において予算の執行を確保するために留保しておくべき経費の年額
経費は、金フランで計上する。金フランとフランス・フランと

の平価は、フランス銀行が定めるものとする。

委員会は、会計期間中において、この機関の業務を遂行するため又は経済条件の変化に対処するため経費の増額が必要であると認めるときは、その旨を加盟国に要請することができる。

会計期間の満了の時までに会議が会合を行わず、又は審議を有効に行なうことができなかったときは、会計期間は、次の有効な会期まで延長される。当初に定められた経費は、この延長された期間に比例して増額される。

委員会は、会計期間中に、定められた経費の範囲内で、その一会期から次の会期までの期間に等しい予算執行期間に係る運営費の額を決定する。委員会は、随時使用することができる資金の運用を管理する。

予算執行期間の満了の時までに委員会が会合を行わず、又は審議を有効に行なうことができなかったときは、委員長及び事務

局長は、満了した予算執行期間に係る予算の全部又は一部を次回の有効な会期まで更新することを決定する。

第二十五条

事務局長は、機関の運営費について、その支出を負担し、及びその支払を行なう権限を有する。

事務局長は、委員長の同意を得ない限り、次のことを行なうことができない。

臨時の費用を支払うこと。

収入の不足の場合に予算の執行を確保するために必要な資金を予備費から支出すること。

予算の剰余金は、会計期間中はいつでも使用することができる。

事務局長による予算の管理は、委員会の監督を受けるものとし、

委員会は、各会期ごとにその予算の管理を検査する。

委員会は、会計期間の満了の時に、会議に対し、決算報告書を

提出し、その検査を受ける。

会議は、予算の剰余金の用途を決定する。この剰余金は、加盟国の分担金を軽減するために充てるか又は予備費に繰り入れることができる。

第二十六条

機関の経費は、次のものによつて支弁される。

1 加盟国の年次分担金

一 会計期間の分担額の総額は、2から5までに掲げる収入の見積りを考慮し、会議が定める経費の額に依りて決定する。加盟国は、それぞれの分担額の算定のため、それぞれの国の本土及びその国が代表する旨を宣言した領域の総人口に依りて、次の四等級にわけられる。

- 一 等級 人口千万以下のもの
- 二 等級 人口千万をこえ四千万以下のもの

三等級 人口四千万をこえ一億以下のもの

四等級 人口一億をこえるもの

人口数については、百万未満の端数は、切り捨てる。

いずれかの国において計量器の普及度が明らかに平均以下であるときは、その国は、その人口に応じて定められる等級より下位の等級に置かれるよう要請することができる。

分担額は、等級に応じて、それぞれ一、二、四及び八の割合で定める。

各加盟国の分担額は、年次分担金を定めるため、会計期間の全年にわたつて等分される。

収入の変動を緩和する安全措置を当初から確立するため、加盟国は、次年度以後の年次分担金の前払に同意する。この前払の額及び期間は、会議が定める。

会計期間の満了の時までに会議が会合を行なわず、又は審

議を有効に行なうことができなかったときは、年次分担金は、会議の有効な会期まで同率で延長される。

2 刊行物の販売から生ずる収入及び準加盟国に対する役務の提供から生ずる収入

3 機関の資金の運用により生ずる所得

4 新たに加盟する国の当該会計期間についての分担金及び加入金、再加盟国の未払分担金及び加入金並びに払込みを中止した後再び払込みを始めた加盟国の滞納分担金

5 補助金、寄付金、贈与又は遺贈及び各種の収入

特別の事業を行なうことを可能にするため、加盟国は、臨時の補助金を提供することができる。この臨時の補助金は、一般予算には含まれず、これについては、特別の勘定が設けられる。

年次分担金は、金フランで算定する。この分担金は、フランスフラン又は交換可能な通貨で払い込まれる。金フランとフランス

フランとの平価は、フランス銀行が定めるものとする。適用される比率は、払込日における比率とする。

年次分担金は、各年の初めに事務局長あてに払い込まれる。

第二十七条

委員会は、第二十四条から第二十六条までに掲げる一般的規定に基づく会計規則を定める。

第二十八条

第三十六条に規定するいずれかの期間中に機関の加盟国となる国は、その期間の満了まで拘束され、かつ、加入の後には既加盟国と同様の義務を負う。

新加盟国は、機関の財産の共有者となり、その結果として、会議が定める加入金を払い込まなければならない。

新加盟国の年次分担金の額は、加入書又は批准書の寄託の年の翌年の一月一日に加入したものととして計算する。経過中の年につ

いては、その国の年次分担金の額の十二分の一に払い込むべき月数に乗じた額を払い込むものとする。この払込みは、経過中の年について定めた他の加盟国の年次分担金の額を変更するものではない。

第二十九条

引き続きいて三年間分担金の払込みを履行しない加盟国は、当然脱退したものとみなされ、加盟国の名簿から除かれる。

もつとも、会議は、財政困難の時期にあつて一時的にその義務を履行することができない加盟国の事情について調査するものとし、場合によつては、猶予又は減免を当該加盟国に対して認めることができる。

加盟国の除名の結果として生ずる収入の不足は、第二十四条に定めるところに従つて設けられた予備費からの支出により補充される。

任意に脱退した加盟国及び除名された加盟国は、機関のすべての財産に関する共有権を失う。

第三十条

任意に脱退した加盟国は、単なる申請により、再び加盟することが出来る。この加盟国は、新加盟国とみなされるが、加入金は、脱退の日から五年をこえる場合にのみ請求することが出来る。

除名された加盟国は、除名の時に未払であつた分担金の支払を条件として、単なる申請により、再び加盟することが出来る。この未払分担金は、再加盟前の分担金を基礎として計算される。この加盟国は、新加盟国とみなされるが、加入金は、過去の分担金を考慮して、会議が定めた割合で計算する。

第三十一条

機関が解散するときは、資産は、解散の日において分担金を完納している加盟国間で行なわれる合意を条件とし、かつ、現職の

又は退職した職員の契約上の又は既得の権利を害することなく、過去の分担金の総額に比例して加盟国間で分配する。

第四章 一般規定

第三十二条

この条約は、千九百五十五年十二月三十一日まで、フランス共和国と国外務省において署名のために開放される。

この条約は、批准されるものとする。

批准書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名国にその寄託の日を通告する。

第三十三条

この条約に署名しなかつた国は、第三十二条に定める期限の満了後にこの条約に加入することができる。

加入書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、すべての署名政府又は加入政府にその寄託の日を通告する。

第三十四条

この条約は、十六番目の批准書又は加入書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

この条約は、その効力発生の日の後にこれを批准し又はこれに加入した国については、その国による批准書又は加入書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

フランス共和国政府は、この条約の効力発生の日を各加盟国に通告する。

第三十五条

すべての国は、署名若しくは批准の時又は他のいかなる時においても、自国が国際的に代表する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を、フランス共和国政府にあてた通告により宣言することができる。

この条約は、フランス共和国政府がこの通告を受領した日の後

三十日目の日から、この通告において指定された一又は三以上の
領域に適用する。
フランス共和国政府は、この通告を他の政府に通報するものと
する。

第三十六条

この条約は、最初の効力発生の日から十二年間効力を有する。
この条約は、有効期間の満了の少なくとも六箇月前にこの条約
を廃棄しない加盟国間において、さらに六年間効力を有し、その
後も同様とする。

廃棄は、フランス共和国政府にあてた書面による通告により行
なわれるものとし、同政府は、その通告を加盟国に通報する。

第三十七条

機関は、会議の決定により解散することができる。ただし、会
議における代表者が表決の時にそのための全権委任状を所持する

場合に限る。

第三十八条

この条約の加盟国の数が十六未満になるときは、会議は、この条約を無効なものとする必要があるかどうかについて加盟国と協議することができる。

第三十九条

会議は、この条約の改正を加盟国に勧告することができる。

改正を受諾した加盟国は、フランス共和国政府に対し、その受諾を書面をもつて通告するものとし、同政府は、受諾の通告を受領した旨を他の加盟国に通報する。

改正は、フランス共和国政府がすべての加盟国から受諾の通告を受領した後三箇月で効力を生ずる。改正がこうしてすべての加盟国によつて受諾されたときは、フランス共和国政府は、すべての加盟国及び署名政府に対し、その旨をその効力発生の日とともに

に通報する。

改正の効力発生後は、いかなる政府も、その改正を受諾することなく、この条約を批准し、又はこれに加入することはできない

第四十条

この条約は、フランス語により本書一通を作成されるものとし、同本書は、フランス共和国政府の記録に寄託されるものとする。同政府は、すべての署名政府及び加入政府に認証謄本を送付する

以上の証拠として、下名の全権委員は、その全権委任状が良好妥当であると認められた後、この条約に署名した。

千九百五十五年十月十二日にパリで作成した。

フランス及びフランスの海外領土並びにチュニジア及びモロッ

コ
の
た
め
に

A n t . ビネ

ポーランドのために

J . ガイエフスキー

イランのために

ライース

ドミニカ共和国のために

フランコ

スイスのために

サリ

ベルギーのために

ギヨーム

オーストリアのために

アロイス・フォルグラーベル

裏面白紙

フィンランドのために
ヨハン・ヘロ
デンマークのために
E. ヴェールム
チェコスロヴァキアのために
スーチェク・グスタフ
スペインのために
ホセ・ロハス・Y. モレーノ
ソヴィエト社会主義連邦共和国のために
S. ヴイノグラードフ
ハンガリーのために
イムレ・クタス
ドイツ連邦共和国のために
マルツァン

裏面白紙

オランダのために
 W. V. ブーツェール
 ユーゴスラヴィアのために
 ムスタファ・ヴィロヴィッチ
 モナコのために
 ロゼ
 ノールウェーのために
 ロルフ・アンドヴォルド
 スウェーデンのために
 K. I. ウェストマン
 インドのために
 H. S. マリク
 キューバのために
 アヤラ

裏面白紙

35

ル
ー
マ
ニ
ア
の
た
め
に
ガ
ア
シ
レ
。
ア
ン
カ

裏
面
白
紙

172

昭和三十五年四月

国際法定計量機関を設立する条約の説明書

外務省
通商産業省

73

目次

一	条約の成立経緯	一
二	わが国との関係	二
三	条約の内容	二
(1)	前文	二
(2)	本文	三
(3)	末文	一〇

一 条約の成立経緯

計量に関する国際条約としては、すでに一八七五年（明治八年）のメートル条約があり、わが国も明治十八年（一八八五年）以来この条約の加盟国として活動しているが、このメートル条約はメートル単位の国際的標準の設定及び計量単位に関する研究を中心課題とした学術的な性格のものであるので、この条約において何らその対象となっていない産業上使用されている計量器について、その構造、使用方法、誤差の限界等計量器の使用にともなうて生ずる行政上及び技術上の諸問題を国際的に解決するための国際機関を設立しようとする動きがとくに一九二〇年ごろから見られ、昭和十二年（一九三七年）七月にパリにおいて三十七箇国の代表が集り、この新しい機関の創設に関する準備委員会を設立した。この準備委員会は、第二次大戦中その業務を一時中断していたが、戦後再開され、一九五二年のブラッセルにおける委員会で条約案につき一応の成案を得た。この条約案は、更に各国政府に送付されてその意見が求められた後、一九五五年十月十二日に到りパリにおいてこの条約が採択され二十二箇国の代表者により署名された。この条約は一九五八年五月二十八日に効力を生じ、一九六〇年三月現在その加盟国は次の二十五箇国である。

ドイツ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス（本国、海外領土）、ギニア、ハンガリー、インド、イラン、イタリア、モナコ、モロッコ、ノールウェー、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、スイス、チエッコスロヴァキア、ソ連、ユーゴスラヴィア。

二 わが国との関係

わが国は、明治十八年以来前記メートル条約に加入して活動しているが、この条約についても、関係各国から強く加入を期待されている状況である。

わが国はこの条約に加入することにより、分担金払込みの義務、有益資料提出の責任、決議実施の道義的責任等を負うことになるが、他方、計量器および計量制度の国際的統一の分野における国際協力に積極的な発言権を持つこととなり、また、わが国の計量技術、計量制度の改善発展に大きな利益を受けることとなる。

なお、わが国では、すでに昭和二十六年に計量法の制定をみているところ、この条約に加入することにより、さらに同法の目的実現のため国際的な協力をすることになるわけである。

三 条約の内容

この条約は、前文、本文（四十箇条）及び末文から成り、本文は、第一章 機関の目的（一箇条）、第二章 機関の構成（二十二箇条）、第三章 会計規定（八箇条）及び第四章 一般規定（九箇条）から成っている。その概要は次のとおりである。

(1) 前文

この条約は、当事国が計量器の使用から生ずる諸問題を国際的に解決することを希望し、このために努力を調整することが重要であることを認識して、国際法定計量機関を創設することを合意したことを明らかにしている。

(2) 本文

第一章 機関の目的

第一条

国際法定計量機関を設立し、その機関は、(イ)計量取締機関等に関する資料及び情報の中央機関の構成、(ロ)各国の計量取締法規の翻訳及び出版、(ハ)法定計量に関する一般原則の決定、(ニ)法定計量に関する諸問題の研究、(ホ)計量関係法規のモデル作成、(ヘ)計量器検定等の機関のモデル作成、(ト)国際的に承認しうる計量器の特性及び品質の決定等を目的とすることを明らかにしている。

第二章 機関の構成

第二条

条約の当事国は、機関の加盟国とすることを定めている。

第三条

機関は、国際法定計量会議、国際法定計量委員会及び国際法定計量事務局から成ることを定めている。

第四条

国際法定計量会議は、(イ)機関の目的に係る問題の研究及び決定、(ロ)機関の事業遂行のための指導機関の組成及び委員会委員の選挙、(ハ)条約下の法定計量機関からの報告の研究及び承認等を目的とすることを定めている。

第五条

会議の構成員には、加盟国及び準加盟国があり、加盟国及び準加盟国について、それぞれの資格並びに権限及び義務を定めている。

第六条

加盟国は、会議に対し有益な資料を提供することを約束することを定めている。

第七条

加盟国は、三人以内の代表者を会議の会合へ派遣すること並びにその代表者の資格、投票権、全権委任状の要否等について定めている。

第八条

会議が行なう加盟国に対する勧告の決定につき、表決の手続、決定の通報及び加盟国が負う決定実施の道義的責任を定め、さらに機関の組織、管理、運営に関する表決等についても定めている。

第九条

会議は議長一人及び副議長二人を選挙すること並びに国際法定計量事務局長はこれらの者を補佐することを定めている。

第十条

会議は、委員長又は一定の場合に事務局長の招集により、少くとも六年ごとに会合することを定めている。

第十一条

機関の公用語はフランス語とすること及び会議がその討議のために他の言語の使用を認めうることを定めている。

第十二条

国際法定計量機関の業務は、国際法定計量委員会が企画遂行することを定めている。

第十三条

委員会の構成、委員の選任、委員の資格、委員の権限、委員活動の性格、委員の任期等を定めている。

第十四条

計量に功績のあつた者を名誉委員とし、又名誉委員は会合に出席し、発言することができることを定めている。

第十五条

委員会における正副委員長の選出及びその任期、委員会の任務の委員長への委任、委員長による委員会の任務の代行等を定めている。

第十六条

委員会は、委員長又は一定の場合事務局長の招集により、少なくとも二年ごとに、原則として事務局が所在する国（フランス）で行なうことを定めている。

第十七条

委員会委員による投票の委任及びその場合の決定の手續並びに特別の事情のある場合の通信による協議及びその場合の決定の手續について定めている。

第十八条

委員会は、加盟国の権限ある機関に、特別の調査、研究を委託し、及び適当な作業団体又は専門家に対し、業務の一部を委託することができることを定めている。

第十九条

会議及び委員会の運営における国際法定計量事務局の任務を定めている。

第二十条

事務局の所在地は、フランスとすることを定めている。

第二十一条

事務局の職員の構成、職員に関する規則及び事務局との連絡のための加盟国の公務員の指名等について定めている。

第二十二条

事務局長の任務について定めている。

第二十三条

加盟国政府は、事務局が公益法人であり、又政府間機関に通常与える特権及び便宜を与えること

を宣言することを定めている。

第三章 会計規定

第二十四条

会議は、会計期間についての経費の総額及び予備費の年額を決定し、委員会は、会計期間中に定められた経費範囲内で、予算執行期間に係る運営費の額を決定すること等を定めている。

第二十五条

事務局長は、機関運営費について、支出負担及び支払の権限を有すること、委員会は、事務局長の予算の管理について監督及び検査を行ない、会議に対し決算報告書を提出し、検査を受けるべきことを定めている。

第二十六条

会計期間の分担額の総額は、収入の見積りを考慮し、会議が定める経費の額に応じて決定すること、加盟国の年次分担金は、それぞれの国の本土及びその国が代表する領域の総人口に応じて定められる等級に応じた割合で決定されるのを原則とすること、この年次分担金は各年のはじめに、事務局長あてに払い込まれることを定めている。

第二十七条

委員会は、会計規則を定めることを定めている。

第二十八条

この条約の効力発生後十二年間又はその後において延長される六年間毎の期間中に、新たに機関の加盟国となる国は、その期間満了まで拘束されること、新加盟国は条約加入金を払い込む義務を負うこと等を定めている。

第二十九条

引き続き三年間分担金未払の加盟国は、除名されるが、会議は場合によつては、猶予又は減免を認めることができること等を定めている。

第三十条

任意に脱退した加盟国は、単なる申請により、また、除名された加盟国は、未払分担金の支払を条件として、申請により再加盟できること等を定めている。

第三十一条

機関が解散するときは、資産は、優先的に支払われるべきものを留保した上で、過去の分担金の総額に比例して、加盟国間で分配することを定めている。

第四章 一般規定

第三十二条

条約の署名のための開放及び批准につき定めている。

第三十三条

この条約に署名しなかつた国の条約への加入手続について定めている。

第三十四条

この条約の効力発生の時期について定めている。

第三十五条

すべての国は、自己が国際的に代表する地域にこの条約を適用する旨をフランス共和国政府にあてた通告により宣言することができることを定めている。

第三十六条

この条約は、効力発生の日から十二年間効力を有し、その後は、廃棄しない加盟国の間では、六年間ずつ効力を延長されることを定めている。

第三十七条

機関は、会議の決定により解散することができることを定めている。

第三十八条

この条約の加盟国の数が十六未満となつたときは、条約を無効とする必要について加盟国と協議することができることを定めている。

第三十九条

条約の改正の手続、効力等について定めている。

第四十条

フランス語による本書一通が作成され、フランス共和国政府の記録に寄託されることを定めてい
る。

(3) 末文

この条約は、二十二箇国の全権委員が署名し、一九五五年十月十二日にパリで作成したことを明
らかにしている。

(外務省)